

雪害対策編

第1部 災害予防計画	P <u>501</u>
第2部 災害応急対策計画	P <u>509</u>

雪害対策編

第1部

災害予防計画

第1章 雪害予防対策

(国、県、市町村、警察、消防、公共交通機関、ライフライン事業者機関ほか)

第1節 目的

自助、共助、公助の適切な役割分担のもと、積雪期における雪害による被害の未然防止や被害の軽減を図り、県民の生命、身体、財産及び県土を保護し、県民の安全、安心と円滑な社会・経済活動を確保することを目的とする。

第2節 雪害を防止する施策の概要

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害の対策と共に定める部分は「災害予防編（共通）」及び「災害応急対策編（共通）」に定めるところに依り、本編では雪害に特有のものについて定めるものとする。

第3節 地域ぐるみの支援体制の整備

1 防災及び危機管理に関する基本的な考え方

本県では、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を定め、県民、事業者、市町村、県、国の責務を明らかにし、相互に連携して災害への対策を総合的に講ずるために必要な事項を定め、災害や危機事象から県民の生命・身体・財産を守り、安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指している。

この条例では、基本事項の一つとして、「災害時支え愛活動」（災害又は危機事象が発生した場合に、本県における人と人との絆を生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）に積極的に取り組むこととされており、この条例の基本的な考え方を踏まえて豪雪被害に対する地域の防災体制、支援体制を構築していく。

なお、市町村は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとし、県は、市町村に対して必要な支援を行うものとする。

2 県民・地域の役割（平時）

- (1) 県民は、積極的に地域内の共助による除雪や要配慮者への支援の体制整備に協力するよう努める。
- (2) 県民は、立ち往生車両等への支援も含めた災害時支え愛活動の平常時の取組に努める。
- (3) 県民は、除雪作業における事故防止のため、安全確保対策などの習熟に努める。

3 地域の雪害対策への支援

- (1) 市町村は、支え愛マップづくり等による地域の助け合い、支え合いの関係づくり等の推進に努め、県（危機管理局ほか関係部局）は、市町村の支援に努める。
 - (2) 市町村は、必要に応じ、雪下ろしの助成制度を設けるほか、除雪作業の危険性と対応策を住民に示す等、個人住宅の雪下ろしが安全に行われる体制の整備に努め、県（危機管理局ほか関係部局）は市町村への支援に努める。
- また、県（危機管理局、地域づくり推進部、福祉保健部）及び市町村は、除雪ボランティア支援体制の整備に努めるとともに、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と連携して地域における共助の充実強化に努める。
- (3) 市町村は、地域の自発的な除雪活動等の雪害対策を支援するため、排雪場の確保や、地域の実情に応じて小型除雪機の貸与や購入補助などの支援を行うよう努める。
 - (4) 県（危機管理局、地域づくり推進部）は、「鳥取県防災・危機管理対策交付金」などにより、雪下ろしに要する資機材の費用補助、地域が自ら行う歩道除雪の活動支援費用補助等、地域の自発的な雪害対策を助成する市町村に対する支援を行う。

また、県（地域づくり推進部）は、中山間地域において自然の猛威から生活を守るための事前の取組に必要な経費を補助する制度を設けており、雪囲いの設置等の住宅の被害防止に必要な経費や、除雪機等の導入・除雪委託など協働での対策に必要な経費など、豪雪に対する備えもその対象としている。

第4節 道路交通の確保

1 除雪等の体制

- (1) 各道路管理者は、関係機関と連携し、各々が管理する道路について除雪の計画を定めるとともに、訓練などによってその実効性の向上を図る。特に幹線道路については、大雪時においても大規模な車両滞留を可能な限り回避するため計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (2) 各道路管理者は、他の道路管理者や県・市町村、警察等の関係機関との情報共有及び除雪等の対策実施につ

いて、災害対策本部・情報連絡本部と連携を図るため、「情報連絡本部会議」を設置する。

- (3) 各道路管理者は、冬季間県下の道路の交通を確保するため、必要な除雪機械や資機材の配備や調達体制の整備を進め、併せて消融雪装置、堆雪帯や排雪場の設置等、効率的な除雪を可能とする施設の設置を進める。
- (4) 各道路管理者は、除雪機械運転手の人員確保及び育成に努める。
- (5) 各道路管理者は、大雪による事故・立往生が発生した場合に備え、速やかに交通規制が行えるよう体制を構築する。

2 県の除雪基準等

(1) 重点除雪区間の設定

県（県土整備部）は、限られた除雪能力で、豪雪時においても広域的な交通と緊急車両等の交通を確保するため、重点的な除雪作業を行い早期に円滑な交通を確保する「重点除雪区間」を設定する。

	目的（課題対応）	指定する路線
重点除雪 区間 I	「県内の骨格となる主要幹線道路」、「主要幹線道路と市街地を連絡する道路」を早期に重点除雪し、広域物流、災害時の緊急輸送等の交通を確保	主要幹線道路で第一次防災拠点（県庁、市役所、基幹災害拠点病院等）を連絡する『第一次緊急輸送道路』を基本に以下の路線を指定 ・鳥取道、山陰道等の高規格幹線道路、国道9号等の幹線道路 ・高規格道路（山陰道等）の未供用区間における国道の迂回路を担う道路 ・第2次緊急輸送道路のうち、市内幹線道路を担う道路
重点除雪 区間 II	防災拠点病院・総合病院へのアクセス道路、市内幹線道路など主要生活道路の交通を確保	第2次防災拠点（町村役場、地域災害拠点病院、総合病院等）を連絡する『第二次緊急輸送道路』、市内幹線道路等の以下の路線を指定 ・第2次緊急輸送道路、市内幹線道路 等

重点除雪区間 I から区間 II へと段階的に重点除雪を実施し冬期交通を確保。

重点除雪区間は、豪雪時においても早期に円滑な交通を確保するため、速やかに大型車のすれ違いも可能な2車線以上の幅員の確保を目標に重点的に除雪を実施する。

なお、孤立集落、立ち往生車両が発生した場合には、重点除雪区間の有無にかかわらず、最優先で孤立の解消、立ち往生の解消のための除雪対応を行う。

(2) 除雪基準の設定

ア 県（県土整備部）は、除雪作業に入る「除雪出動基準」を設定する。（路面上の積雪が5～10cm程度に達すると見込まれる場合）

イ 県（県土整備部）は、除雪作業の一定水準を確保するため、除雪完了の目安となる除雪完了目標を設定する。（除雪後の残雪深は重点除雪区間で5cm以下、大型車が円滑にすれ違い可能な道路幅員を確保する。その他区間は5～10cm以下、大型車と普通車が円滑にすれ違い可能な道路幅員を確保する。）

(3) 災害発生時の対応

地震等災害発生時は、緊急輸送道路（災害予防編（共通）第7部第1章「緊急輸送体制の整備」参照）を優先して除雪する。

3 除雪対策協議会等の設置

計画的な道路除雪の実施のため、国、県、市町村その他関係者からなる鳥取県除雪対策協議会（会長：県県土整備部長）を設置し、毎年度積雪期までに関係機関と除雪について協議・調整を行う。個別具体的な除雪区間ににおける各関係機関との連携については、必要に応じて会議等により協議・調整を行う。

4 豪雪時における迂回路の設定

これまで豪雪時に交通障害が多発している箇所においては、道路管理者はあらかじめ迂回路・通行規制区間等を設定し、関係機関と連携して早期に道路の通行を確保する体制整備に努める。

5 豪雪時における道路情報の収集

第9節「情報収集体制の整備」による。

6 道路管理者の相互連携体制の構築

その他、各道路管理者は、必要に応じ、管理区分を超えた除雪の協力、除雪車両や人員等の応援、迂回路設定時の調整方法など、隣接県を含む県内外の広域の道路管理者等と相互連携した除雪体制をあらかじめ整備するよう努める。

7 道路占用物件の施設管理者との協力体制

国、県、市町村は、道路占用許可物件の各施設管理者と連携し、各施設に被害があるときは、速やかに撤去・復旧する協力体制を構築する。

第5節 公共交通の確保

1 公共交通機関事業者の対策

- (1) 各公共交通事業者は、乗客の安全確保を最優先に各事業者の定める規程等に基づき、予防対応を行う。
- (2) 各公共交通事業者は、既存の連絡体制に加え、関係機関との緊急時ホットラインの整備等、緊密な連絡体制、情報共有体制の確保に努める。
- (3) 鉄道事業者は、立ち往生時等の乗客の救援のため、主要な駅への備蓄（食料、飲料水、毛布等）を行うとともに、平時から沿線の市町村と連携し、周辺の避難施設等の状況把握や、緊急時の協力体制の確保に努める。バス事業者は、長距離バスの立ち往生時の乗客の救援のため、鉄道事業者の例を参考に体制整備に努める。
- (4) バス事業者は、社会的な影響を考慮して優先的に交通を確保し、又は復旧させるべきバス路線（病院等を経由する路線や、通学利用の多い路線等）について、平時から道路管理者との情報共有及び対応策の調整に努める。

2 鉄道事業者の除雪・防雪対策

- (1) 除雪体制（JR西日本）
 - ア 列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の整備強化に努めるとともに、JR西日本中国統括本部米子支社が中心となり、各地区に除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立する。
 - イ また、豪雪時には関係機関の協力を得るなど、会社保有の除雪機械との共同作業により、除雪対策に万全を期する。
- (2) 防雪設備事業（JR西日本）

突発的災害の防止及び除雪事業の円滑化を図るため、雪崩防止柵の設置等の事業を行うとともに、列車運行の円滑化を図るため、ポイントの電気融雪器の取り付け等の事業を長期計画に基づき行う。また、倒木対策の実施に努める。
- (3) 智頭急行・若桜鉄道の対策

上記のJR西日本の安全対策を参考に、必要な災害予防対策を実施するものとする。

第6節 関係機関との協力体制の整備

1 関係機関との協力

国、県、市町村は、除雪体制に限らず、雪害時の防災体制の確保のため、検討会や協議会等の場を通じて、関係機関等との協力体制を構築するよう努める。

2 研究機関等との協力体制

県は、雪害対策の知見を有する研究機関等と雪害対策に係る協定を締結する等、平時から雪害を予防し、減災を図るための関係機関との協力・連携関係を構築するよう努める。その際、雪害の発生時には県から助言等協力を求めることがあることをあらかじめ取り交わしておく。

3 警察本部との協力体制

警察本部は、警察庁通達等に基づき、地域の実情に応じた総合的な活動を行うものとし、国、県、市町村は、警察本部と協力しながら、連携して雪害の予防・応急体制を講じる体制を整備する。

第7節 雪崩に対する警戒避難体制の確立

1 雪崩危険箇所等の把握及び周知

- (1) 市町村は、あらかじめ関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関をはじめ周辺住民、観光施設（スキー場等）の利用者、バックカントリースキーや冬山登山等で県外からの入山する者等（本節において以下「住民等」という。）への周知に努める。
- (2) また、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡回を行うよう努める。

2 雪崩に関する普及啓発

- (1) 県（危機管理局、県土整備部）及び市町村は、雪崩の特徴等（表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと。雪崩は滑落速度が速く、発生に気づいてから逃げることが難しいこと等）について、住民等に対して、広く普及啓発を行うよう努める。
- (2) 警察本部は、関係市町村と連携して、冬山登山等に関する注意喚起の情報を発信する。

第8節 住民等への広報

1 平時からの予防的広報の実施

- (1) 各道路管理者は、県民及び県内を走行するドライバーに対し、降雪期前からの冬用タイヤの早期装着の促進、積雪時又は凍結時のタイヤチェーンの装着（駆動輪がダブルタイヤの場合はダブルチェーンの装着の徹

底、冬期の道路情報（とつとり雪みちナビ等）の活用を促す。その際、各管理者が相互に連携するとともに、市町村や報道機関、県トラック協会等の関係機関にも協力を求めるよう努める。

また、警察本部は冬期の事故防止に係る広報を行う。

(2) 県（危機管理局、県土整備部）は、県外へ（1）に関する広報を行うよう努める。

(3) 雪崩に関する平時からの広報や普及啓発は、第7節「雪崩に対する警戒避難体制の確立」による。

第9節 情報収集体制の整備

1 道路通行状況等の収集体制の整備

国、県（県土整備部）、市町村、道路管理者、関係機関は、被害状況や渋滞情報を把握するため、ライブカメラの設置や情報収集網（コンビニやガソリンスタンド、地域住民からの通報、公共交通機関事業者からの情報収集等）の構築に努める。なお、情報収集の収集元には住民、ドライバー等への広報の役割を担うことが期待されるので、双方面の連絡体制となるよう体制を構築しておくよう努める。

また、市町村は、区長・自治会長との連絡網などにより積雪等による渋滞が発生したことを早期に覚知する情報収集体制の整備に努めるとともに、この連絡網を通じて、また、防災行政無線（戸別受信機を含む）により必要な情報を住民、ドライバー等に提供する体制整備に努める。

2 情報の共有体制等の整備

(1) 情報連絡員の派遣体制の整備

国、県は、災害対策本部等が設置されたときの情報連絡員の相互派遣、大規模な立ち往生車両が発生した場合の沿線市町村への情報連絡員の派遣を行うことができる体制を整備する。

(2) ホットライン等の整備

国、県（危機管理局ほか関係部局）、市町村、消防局、警察本部、関係機関は、ホットライン等の緊急時の連絡体制を整備する。

第10節 被災者の救援・救助体制の整備

1 立ち往生車両への救援体制の整備

(1) 救援の実施主体

道路管理者、公共交通事業者、国、県、市町村は、既往の雪害の状況などを踏まえて、救援の実施体制、役割分担、応援体制等について、関係機関も含めて整理・検討を行い、より迅速かつ的確な救援が可能となるよう体制を整備する。

(2) 救援の内容に応じた事前の備え

立ち往生車両への救援が迅速・確実に行われるよう、あらかじめ体制の整備を行う。

ア 情報の提供

道路管理者、国、県（危機管理局、県土整備部）は、立ち往生車両へ適切に情報提供（道路の規制状況、今後の見通し、避難所の開設状況などの支援情報等）を行うため、従来行っていた立ち往生発生・除雪状況の情報に加え、市町村等関係先に経過、今後の見込みについても情報提供を行う。

また、市町村はそれらの情報を適切に住民等に提供し災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努める。

イ 物資の提供

(ア) 道路管理者、公共交通事業者、県（危機管理局）は、燃料の携行缶等の活動用資機材の備蓄や、物資（食料、飲料水、毛布、自動車燃料等）の備蓄・調達体制の確保等、支援体制の整備に努める。

(イ) 県（危機管理局）は、自動車の燃料の確保について、鳥取県石油商業組合を中心とした組織的な緊急支援体制が確保できるように関係機関と調整を行う。

(ウ) 県（危機管理局）は、地域で自主的に行われる立往生車両への食料提供等の取組（災害時支え愛活動）を支援するよう努めるものとする。

ウ 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 市町村は、通常の指定避難所に加え、立ち往生車両の搭乗者を受け入れることができる施設の把握に努め、道路管理者、公共交通事業者、県（危機管理局）は、関係市町村との連携に努める。

(イ) その他、市町村は、第3節「地域ぐるみの支援体制の整備」により、地域住民の協力体制の整備に努める。

2 孤立集落発生時の救援

第12節「孤立予想集落への対策」による。

3 要支援世帯への救援

第13節「要支援世帯への支援」による。

4 雪崩等による被災者への救助

警察本部、消防局、関係市町村、その他関係機関は、各々の活動計画等に基づき、雪崩その他の事故等（屋根等からの滑落、落雪など）により被災者が発生した場合の連絡体制、連携体制、人命救助等の体制の整備に努める。

第11節 医療及び福祉サービスの確保

1 医療体制の確保

災害予防編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護体制の整備」による。

＜主な記載内容＞

- ・県は、災害拠点病院の機能確保の対策等を講じ、災害拠点病院や自治体病院の管理者は、必要な措置を講じておく。（ライフライン途絶時の非常発電機等の備え、代替病院施設の確保、患者の避難や緊急転院など）
- ・県、市町村、関係機関は、医薬品等の備蓄や調達体制の整備に努める。など

2 福祉サービス等の確保

県（福祉保健部、子育て・人財局）は、豪雪時に社会福祉施設等の入所者について救急搬送などを要する事態が生じた場合の緊急対応について、平時から、市町村、消防局、社会福祉施設等と連携協力の上、緊急時の体制整備に努める。

第12節 孤立予想集落への対策

1 孤立予想集落の把握

市町村は、雪害に伴う孤立予想集落の事前の把握に努める。また、孤立が発生した場合に備え、集落内との連絡手段の確保（非常用発電機や衛星携帯電話の確保等）、連絡先の把握に努める。

2 物資の提供

市町村は、物資（食料、飲料水、暖房器具、灯油等）の備蓄や調達体制の確保に努める。

3 避難所の開設

市町村は、孤立予想集落内で雪害時の避難所として活用できる施設をの把握するとともに、必要な資機材等の整備に努める。併せて、孤立予想集落の外に避難させることもあらかじめ想定し、適当な避難施設を考慮しておくよう努める。

4 孤立集落の発生に備えた連携と対応

道路管理者、県、市町村、ライフゲイン事業者機関その他関係機関は、孤立集落の発生を防ぐため、平素から緊急時の連絡体制を整備しておくとともに、除雪や倒木除去等における連携した対応について確認しておくものとする。

また、道路管理者、県、市町村、ライフゲイン事業者その他関係機関は、倒木による道路やライフゲインの途絶及び孤立集落の発生を予防するため、連携して倒木の可能性がある箇所を把握し、事前伐採を行うよう努めるものとする。

5 その他の孤立対策

災害予防編（共通）第5部第4章「孤立予想集落対策の強化」による。

＜主な記載内容＞

- ・市町村は、孤立予想集落付近でのヘリコプター離着陸場の確保等に努める。
- ・県、市町村は、孤立が復旧するまでの間の救援方法等の応急対策についてあらかじめ定めておくものとする。など

第13節 要支援世帯への支援

1 支援が必要な世帯の特定

市町村は、立地条件（孤立が予想される集落等）や世帯構成（高齢者世帯等）等を勘案し、雪害時に安否確認等を行うべき世帯の特定や、連絡手段の確認を個別避難計画や支え愛マップづくりを通じ、事前に行っておくよう努める。

2 支援体制の整備

市町村は、町内会長や民生委員、市町村社会福祉協議会等と連携し、支え愛マップづくり等を通じて、高齢者世帯等の安否確認や自宅周辺の除雪支援、買物支援など、地域ぐるみの相互扶助（共助）の体制整備に努める。

第14節 帰宅困難者への支援

災害予防編（共通）第5部第4章「帰宅困難者対策の強化」による。

<主な記載内容>

- ・県や市町村は、住民に対し、災害時はできるだけ正確な最新情報を入手して落ち着いて行動することを平時から周知するとともに、携行品の充実（携行食、地図、ラジオ等）、安否確認方法の確認などの平常時からの備えについて取組を行うよう周知を図る。
- ・県は、コンビニエンスストア等と協定を締結して「災害時帰宅支援ステーション」による帰宅困難者への情報提供、食料や水の提供、トイレの提供などの支援を行う体制を整備する。など

第15節 ライフライン確保対策**1 雪害に対する設備の保守等**

各ライフライン事業者は、雪害に強いライフライン確保のため、施設・設備の耐雪・耐寒性の確保や、代替性の確保に努める。

また、各ライフライン事業者は、被害防止のため、施設や設備の点検や保守に努める。

2 組織の体制

各ライフライン事業者は、雪害を想定した組織体制の整備に努めるとともに、国、県、市町村や関係機関との連携体制の確保に努める。

第16節 農林水産業被害対策

県（農林水産部）は、生産者や業種団体に対して平時から凍雪害に強い生産・出荷体制となるよう啓発（例：パイプハウスの雪害防止、漁船の沈没防止等、各種の対策等。地域の実情に応じて協力して実施。）を行う。（農産、林産、水産、畜産共通）

また、農業用用排水路管理者等に対し、農業用用排水路点検の指導を行う。

雪害対策編

第2部

災害応急対策計画

第1章 雪害応急対策

(国、県、市町村、警察、消防、公共交通機関、ライフライン事業者機関ほか)

※ 本章において、県の所管組織の危機管理局は、鳥取県災害警戒本部又は鳥取県災害対策本部が設置されている場合は、それぞれ「災害警戒本部」「災害対策本部」と読み替える。

第1節 目的

豪雪に伴う各種の被害を軽減又は未然に防ぐとともに、発生した被害や社会的な影響等について軽減を図るための応急時の対策について定める。

第2節 組織体制

1 組織体制の原則

国、県（危機管理局、総務部）、市町村、関係団体等は、各自で定める配備基準、組織体制等に従って職員配備等を行う。

2 夜間休日も含めた体制の確保

豪雪や低温に伴う被害は、気温が低くなる夜間に状況が悪化するおそれがあるので、必要に応じて夜間の体制を強化する等の対策を行うものとする。

なお、休日に影響が及ぶおそれがある場合には、組織内外の連絡体制の事前確認や、休日の配備体制の事前編成などの備えを講じておくものとする。

3 連絡会議・対策会議等の開催

県（危機管理局）は、豪雪の被害が発生するおそれがある場合や、被害が発生した場合等は、鳥取地方気象台等の関係機関と連携の上、災害情報連絡会議等の会議を開催し、情報の共有や対応方針の決定等を行う。なお、県の災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合には、災害警戒本部会議又は災害対策本部会議として開催する。

第3節 地域ぐるみの支援の実施

1 災害時支え愛活動等の実施

住民は、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づき、自助及び一般的な共助の取組に加え、「災害時支え愛活動」（災害又は危機事案が発生した場合に、人と人との絆の強さを生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）により、地域ぐるみの支援を行うよう努めるものとする。

2 県民・地域の役割（災害時）

県民、地域は、災害時において、二次災害の発生に留意しつつ、次の取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 県民、地域は、積極的に地域内の共助による除雪や要配慮者への支援の実施に可能な限り協力するよう努める。
- (2) 雪害による大規模な渋滞が発生した場合、立ち往生車両の搭乗者には食事やトイレの提供等の支援が必要となるため、県民、地域は可能な限り支援へ協力するよう努める。
- (3) 県民、地域は、除雪作業における事故防止のため、安全確保対策の徹底に努める。

3 県・市町村の役割

- (1) 市町村は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。
- (2) 県は、市町村に対して必要な支援を行う。

第4節 豪雪時の道路交通確保

1 除雪の実施

- (1) 各道路管理者は、各自が定める除雪計画等に基づき、管理施設の除雪を行う。
- (2) 各道路管理者は、降雪状況等に応じて、重点的に除雪の必要がある路線について、除雪車両等を重点的に投入するなど、他の道路管理者及び警察等の関係機関とも連携した必要な対策を迅速的確に行う。
- (3) 県（県土整備部）は、必要に応じ、除雪機械運転手等の代替要員などを招集する。その他の道路管理者も、これに準じて人員体制の確保に努める。

2 道路管理者の相互連携体制の構築

道路管理者は、自力での除雪が困難な場合等、除雪状況に応じ、他の道路管理者等と相互に連携した除雪を行う。

3 通行規制に伴う措置

- (1) 各道路管理者は、積雪及び除雪（本節において、以下「積雪等」という。）に伴う交通規制により迂回路を設定する場合には、規制の実施に先立ち、迂回路を管理する道路管理者と調整するとともに、当該規制により大きな影響が生じるおそれのある道路の道路管理者に情報提供を行うものとする。併せて、迂回路及び大きな影響を生じるおそれのある道路の沿線市町村に対し、情報提供を行う。ただし、人命に関わる場合等、緊急やむを得ない事情がある場合については、規制の実施後、可能な限り速やかにこれらの情報提供を

行うものとする。

- (2) 上記（1）の協議を行った道路管理者は、交通規制の事前情報として、県（県土整備部及び危機管理局）警察本部、消防局に対し速やかに情報提供するものとする。ただし、交通への影響が軽微と予測される場合にはこの限りではない。
- (3) 道路管理者は、積雪等により幹線道路を通行止めとする場合には、規制の実施に先立ち、予定している迂回路を優先的に除雪して迂回路を確保するよう努める。迂回路の道路管理者が異なる場合にも同様とし、道路管理者間で協力をを行う。
- (4) 道路管理者は、道路幅員や除雪の実施状況等を踏まえ、適切な迂回路を設定するよう努める。特に、大型車両が頻繁に通行することが想定される場合や、迂回路に急勾配が含まれる場合は、立ち往生車両が連鎖的に発生・滞留する等の交通機能障害を誘引するおそれがあるので、特段の配慮に努める。
- (5) 道路管理者は、降雪により立ち往生車両が発生した場合は、滞留の早期解消を図るため、全面通行止め等の必要な措置を講じるとともに、警察と連携し、立ち往生車両の排除を行う。

4 緊急時の道路状況の把握

- (1) 県（危機管理局、県土整備部）は、積雪等により災害が発生している場合又は発生するおそれがある場合には、道路管理者の区分に関わらず、県内の道路の規制状況を集約し、国、市町村と情報共有を図るものとする。
- (2) 県以外の道路管理者は、上記（1）を踏まえ、県や沿線市町村等への道路情報の提供を適切に行いうよう努める。

5 一般住民やドライバーへの規制情報等の広報

第8節「住民等への広報」による。

6 放置車両等の移動

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定が適用された場合、又はその他除雪等のため緊急やむを得ない必要があると認められる場合等においては、立ち往生車両や放置車両の移動等の措置を講じる。

7 道路通行規制

道路管理者は、積雪等により車両の通行が危険となった場合は、必要に応じて道路法第46条の規定により、道路通行規制を実施することとする。

第5節 公共交通の確保

1 公共交通事業者の主な対策

- (1) 運行の停止

各公共交通事業者は、各々が定める基準等に基づいて運行の停止などを行うものとするが、安全性などを考慮の上、早期に運行を再開させるよう努める。なお、JR西日本は、降雨や降雪等により鉄道と並行する道路が通行止めとなった場合等、旅客の旅行継続が困難となることを避けるため、気象状況等を踏まえ、必要に応じて予防的な措置として運行を停止する。
- (2) 除雪の実施

各公共交通事業者は、各々の管理施設について早期に除雪を行うよう努める。なお、踏切については、道路管理者、鉄道事業者があらかじめ調整した除雪管理区分に基づいて除雪を行い、各々の管理施設への影響に配慮しながら踏切を横断する道路の円滑な通行が確保できるよう努める。
- (3) 遅延発生時の状況把握と乗客への説明

各公共交通事業者は、遅延等の運行状況や今後の見込み等を可能な限り把握するとともに、乗客へ説明するよう努める。また、乗車客以外の利用者に対してもホームページ等を通じて情報発信に努める。
- (4) 立ち往生発生時等の対応

各公共交通事業者は、営業運行中に立ち往生車両が発生した場合等、旅客の旅行継続が困難となった場合、旅客への食料・飲料水・毛布等の提供を行うよう努めるとともに、必要に応じ、沿線市町村に対して避難所や休憩所の提供を要請するものとする。また、旅客に体調不良が発生した場合等は、速やかに救急搬送を行うよう119番通報を行うなど、必要な措置を迅速に講じるものとする。
- (5) その他の対策

その他、各公共交通事業者の定める管理規程等に基づき、応急対応を迅速、的確に行う。

2 道路管理者等との連絡体制

（1）バス事業者

バス事業者は、冬期（原則として12月1日から翌年3月31日まで）においてバス運行に支障が生じた場合には、あらかじめ定めた連絡体制により、関係する道路管理者等へ連絡を行う。

（2）鉄道事業者

JR西日本は、雪害発生時に旅客の旅行継続が困難となった場合には、緊急時24時間ホットラインを通じて連絡を行うとともに、除雪や支援の内容について適切に情報交換を行う。

智頭急行・若狭鉄道は、上の例を参考に県等への連絡体制の確保に努める。

3 ホットラインの確保

県は、JR西日本及び智頭急行と豪雪等の緊急時24時間ホットラインを設けており、緊急時にはホットラインを通じて情報伝達、情報共有を行う。

その他、県と公共交通事業者は、あらかじめ確認した緊急連絡先により情報伝達等を行う。

4 道路管理者の対応

各道路管理者は、路線バスの通行支障が生じている区間について、優先的に除雪・復旧させるべき区間（病院等を経由する路線や、通学利用の多い路線等）を路線バス事業者と協議し、優先的に除雪するよう努める。

また、旅客の旅行継続が困難となった場合、各道路管理者は、鉄道事業者からの支援の要請に応じ、旅客の救助等のため除雪が必要な区間（現地への除雪作業員の派遣や、バス等による乗客の移送等に必要な区間等）について優先的に除雪するよう努める。

5 避難所、休憩所の確保

公共交通機関の立ち往生が発生した場合、沿線市町村は各公共交通事業者からの求めに応じ、避難所や休憩所を開設し、公共交通事業者と連携して可能な限り乗客の救援を行うよう努める。

第6節 関係機関との協力体制

1 市町村への人員支援

(1) 情報連絡員の派遣

第9節「情報収集」2(1)のとおり。

(2) 県等からの人的支援

県（危機管理局、総務部）は、被災市町村からの依頼に応じ、鳥取県職員災害応援隊などを編成・派遣し、支援を行う。また、必要に応じ、被災していない県内市町村に対し、応援を要請する。

2 警察・消防との協力体制

(1) 警察との連携・協力

国、県（危機管理局ほか）、市町村は、応急対応の実施に当たり警察車両の先導や交通整理等の協力が必要となった場合には、できる限り速やかに警察本部又は管轄する警察署に対応を協議し、安全確保上の助言を受けながら対応を検討するものとする。

(2) 消防機関との連携・協力

国、県、市町村、公共交通機関は、除雪が行き届いていない地域や立ち往生車両（公共交通機関含む）の搭乗者で急病人が発生した場合、救急搬送に大幅な遅れが生じるおそれがあるため、道路管理者とも協議し、救急車の運行に関する除雪等、消防機関と連携を図り対応するよう努める。

3 自衛隊との連携・協力

自衛隊の災害派遣については、要件（緊急性・公共性・非代替性）に合致する場合には要請が可能だが、豪雪時においては派遣要請から現着までには不測の時間を要する場合があるため、県（危機管理局）及び市町村は、災害派遣要請の要否について、早期に検討し判断するものとする。

4 応援協定先との連携・協力

県（各関係部局）及び市町村は、豪雪被害が予想される場合で、協定に基づく応援を要請する可能性があるときは、あらかじめ応援協定先への情報提供や、可能な範囲で事前の準備（物資の在庫状況の確認、業種団体の場合は加盟業者への周知等）を依頼する等、協力体制を確保するよう努める。

第7節 雪崩に対する警戒避難体制

1 迅速な避難情報の発出

市町村は、降積雪の状況、気象情報、過去の雪害事例等を勘案し、周辺住民、観光施設（スキー場等）の利用者等に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難指示を発出し、避難行動を促すものとする。

2 避難情報の伝達・誘導等

災害応急対策編（共通）第5部第1章「避難の実施」による。

＜主な記載内容＞

- ・市町村は、避難指示等を発出した際には、あらかじめ定めた方法により情報伝達を行う。（複数手段を用いたり、障がい者等の多様な者を含めた確実な情報伝達に配慮）
- ※多くの人が集まる施設を区域に含む場合には、当該施設への伝達にも留意。
- ・自力での避難が困難な者に対しては、市町村は、車両等で支援する。
- ・市町村は、避難先の選定に当たっては関係機関と連携し、必要に応じて障害物の除去などを行って避難路を確保し、避難者の安全確保を行う。など

第8節 住民等への広報

1 豪雪のおそれがある場合の広報

(1) 地域住民等へ対する広報

国、県（危機管理局、令和新時代創造本部ほか関係部局）は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、ホームページ、SNS、あんしんトリビーメール、防災アプリ等を活用し、住民等に対して注意喚起の広報

を行う。必要に応じ、市町村（防災行政無線、広報車、ホームページ等を活用）や報道機関にも協力を求める。広報する主な項目は次のとおりとする。

- ア 最新の気象情報を確認するとともに、自宅周辺の積雪状況を確認すること
- イ 自宅周辺の災害リスク（雪崩危険箇所等）と対応方法を再確認すること
- ウ 大雪、暴風雪等が予想される場合は、不要不急の外出、車両の運転を避けること
※孤立のおそれがある地域においては、食料、水、燃料等の十分な備蓄や、連絡体制の確保を図ること。また、可能であれば孤立予想集落外に予防的に一時避難すること。
- エ 雪下ろしや除雪機の操作時等の除雪作業中の事故防止対策を図ること
※雪下ろしの場合には、複数人での作業の実施、命綱などの正しい装着など。特に鳥取県中部地震で被害を受けた家屋（ブルーシート措置）の雪ずりには十分注意すること
- オ 雪崩からの注意
※斜面下部付近の居住者等は、建物の2階などの高く、かつ斜面から離れた場所で生活するよう心掛けるとともに、なだれ注意報等の気象情報や雪崩の前兆現象（雪の裂け目や雪の固まりが転げ落ちるなど）に注意し、早めの避難に努めること。
- カ 新雪や晴れの日の雪のゆるみによる屋根からの落雪に注意すること
- キ 低温への注意
※車の運転、歩行いずれも道路の凍結に注意すること。特に峠や橋上は凍結しやすいので慎重に行動すること。
※氷点下の気温では水道管が凍ったり、破裂したりすることがあるので、夜間から早朝にかけて凍結しないように注意すること。
- ク F F式暖房機の吸排気口付近の除雪状況を確認すること

(2) ドライバー（県外を含む）に対する広報

道路管理者、国、県（危機管理局、令和新時代創造本部）は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、ホームページ、SNS、あんしんトリピーメール、防災アプリ等を活用し、ドライバーに対して注意喚起の広報を行うよう努める。広報に当たっては、県外からの流入車両に対しても情報発信するよう努め、必要に応じ、市町村、報道機関、他の道路管理者、県トラック協会等の関係機関にも協力を求める。広報する主な項目は次に例示するとおりとする。

- ア 冬用タイヤ等の装備、ダブルチェーンの装着、迂回ルートでの走行
- イ 道路情報の入手方法（とっとり雪みちナビ等）
- ウ 不要不急の外出抑制
- エ やむを得ず運転する車両には、渋滞に巻き込まれた場合に備えて食料や簡易トイレの携行
- オ 排気ガスの車内流入に関する注意喚起

(3) 市町村に対する注意喚起

県（危機管理局）は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、市町村に対して注意喚起を行う。注意喚起を行う主な項目は次のとおりとする。

- ア 今後の対応の再確認を行うこと
- イ 初動対応としての情報収集・伝達や参集体制等の確認等を行うこと
- ウ 今後の融雪等による雪崩や土砂災害などに十分注意すること
- エ 住民に気象情報等の各種情報の提供、注意喚起を行うこと
- オ 他の災害により半壊・一部損壊している建築物、影響を受けているおそれのある急傾斜地等は特に注意すること

2 積雪等による影響が発生した場合の広報

(1) 地域住民等へ対する広報

県（危機管理局、令和新時代創造本部）は、積雪等により被害や影響が発生している場合には、上記1の広報に準じて、より一層注意喚起が必要な情報や、ニーズが高い情報等を中心に広報を行う。

(2) 立ち往生車両への情報提供

道路管理者、国、県（危機管理局ほか関係部局）及び市町村は、相互に連携して、積雪等により立ち往生している車両に対し、被害を軽減するための注意喚起の情報や、支援や避難に関する情報の提供を行う。情報提供する主な項目は次に例示するとおりとする。なお、長距離バス、鉄道の乗客への情報提供は、乗務員から乗客への情報提供を行う等、公共交通事業者とも連携して行う。（乗客からの支援ニーズの把握や、急病人などの把握なども同様）

- ア 道路の規制状況、鉄道の運行状況（今後の見通しを含む）
- イ 食料や飲料水、毛布などの配付場所、配付スケジュール
- ウ 避難所（休憩所）が開設されている場合にはその場所、移動方法、代替輸送の情報
- エ 自動車燃料の補給の方法
- オ 排気ガスの車内流入に関する注意喚起

(3) 道路管理者による情報提供

道路管理者は、管理している道路について積雪等により渋滞等が発生した場合には、可能な限り今後の見通し（渋滞が解消される見込み等）を発信するよう努める。情報発信は、道路管理者が自ら行うほか、国や県、市町村、近隣の店舗、地域住民等とも連携して行う。

また、管理している道路では直接の影響が生じていない場合であっても、接続している道路に支障が生じている場合は情報の発信に努める。（例：迂回が可能な箇所に設置されている道路情報板により規制情報を提供）

（4）地域住民と連携した情報提供

市町村は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知したときは、区長・自治会長を通じて、また、防災行政無線（戸別受信機を含む）により適切に住民等に情報提供し、災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努める。渋滞等が発生した後の立ち往生の長期化が発生した場合等の情報提供も同様とする。

（5）店舗等と連携した情報提供

国、県は、あらかじめ協力体制を構築したコンビニエンスストアやガソリンスタンド等に通行止め情報をFAX等により提供し、これらの店舗を通じて道路利用者への情報提供を行う。

（6）通行規制に関する情報の留意点

道路渋滞の今後の見通しや通行規制解除に関する情報は、状況を楽観的に捉えていたり、情報を正しく理解できていないドライバーが安易に渋滞箇所に流入し、状況を悪化させる、あるいは様々な誤解を生じる原因ともなりかねないことから、特に一般向けの情報提供には細心の注意を払うよう努める。ただし、時機を失して状況悪化を招かないよう、適宜適切な情報提供に努める。

また、規制の情報（区間や期間など）が誤っていた場合、通行が可能と誤解した車両が流入したり、本来影響のない地域での風評被害が発生するおそれがあるため、誤った情報を提供した場合には、速やかに訂正し周知を図る。

第9節 情報収集

1 被害状況等の把握

（1）被害情報の収集

国、県、市町村、消防局、警察、道路管理者、公共交通事業者、その他雪害に関する関係機関は、自らの現地確認やライブカメラの監視等のほか、あらかじめ構築した情報収集網を活用し、迅速な被害状況等の把握に努める。

（2）報道情報の活用及びSNS等による情報の収集

県（危機管理局、令和新時代創造本部）は、国、市町村、関係機関、県民等からの情報のほか、報道情報も注視しながら現状の把握や情報収集に努める。特に、SNSにより発信・拡散されている情報については、真偽が明らかでないものも含まれているが、真に救援が必要な当事者からの救援要請が含まれている可能性があるため、必要に応じてサイバーパトロール（SNS情報を注視するとともに、当該情報に接した場合には、関係機関への情報提供や、情報発信者との相互連絡を行う）を実施する。

2 情報の共有等

（1）情報連絡員の派遣等

国、県、市町村、関係機関は、災害対策本部が設置されたときなど必要に応じて、相互に情報連絡員を派遣する等し、状況の把握や連絡調整を行う。

（2）関係機関相互の情報共有

国、県、市町村、消防局、警察本部、関係機関は、情報連絡員による情報共有のほか、関係情報について相互に提供し、情報共有を図る。主な情報共有すべき項目は次のとおりとする。

ア　被害状況

イ　通行規制等に関する情報（規制の見通し、滞留している車両数、混雑状況、除雪体制、迂回路の状況等）

ウ　救援等対策に関する情報（物資提供等の車両への支援状況、車両への情報伝達状況、避難所等の開設状況、人的支援などの応急対策の状況等）

（3）立ち往生車両への支援に要する情報（第10節「被災者の救援・救助の実施」関係）

国及び県（危機管理局、県土整備部）は、立ち往生車両の搭乗員への救援を円滑に行うため、沿線市町村に対し、立ち往生が発生している箇所や車両の台数、開通見通し等の情報提供を行う。

鉄道の乗客を避難所で受け入れること、物資提供が見込まれる場合もこれに準じて情報提供を行う。（県危機管理局、地域づくり推進部）

（4）渋滞情報の報告

市町村は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知した際には、速やかに県（危機管理局）へ報告するものとする。報告を受けた県（危機管理局）は、道路管理者や市町村と連携しながら、渋滞の現状や救援の要否、救援実施状況などを把握し必要な対策を講じる。

（5）ホットラインの活用

国、県（各関係部局）、市町村、消防局、警察本部、関係機関は、必要に応じ、予め作成したホットライン等を活用し情報共有を行う。

3 県による情報の集約

県（危機管理局）は、国、市町村、消防局、警察本部、関係機関等から情報を入手し、収集した情報を関係機関等と情報共有を図る。

第10節 被災者の救援・救助の実施

1 立ち往生車両への救助

(1) 救援・救助の実施主体

豪雪に起因して発生した大規模な車両の立ち往生は、解消に長時間を要することが見込まれる上に厳冬期であることから、巻き込まれている車両の搭乗者の生命及び身体に重大な危険が及ぶことが想定され、速やかな救援・救助（本節において以下「救助」という。）を行うことが必要となる。

豪雪による被害は災害対策基本法で災害のひとつとして位置づけられており、他の自然災害と同様に、第一次的な防災上の責務を有している市町村が、その地域内において救助等を行う主体となる。（ただし、災害救助法が適用となった場合には、同法による救助は県知事が行うこととなる。）

ただし、本県においては、平成22年末から23年にかけて発生した豪雪被害、平成28年の鳥取県中部地震並びに平成29年1月及び2月の豪雪時の地域住民の災害時支え愛活動を踏まえた対策として、大規模な車両の立ち往生が発生した場合には国及び県と、現場に近い市町村が協力してその救助（物資の提供等）を行い、併せて地域住民と連携することとしている。このため、本県における立ち往生車両への救助の実務としては、立ち往生が発生している原因を勘案しながら、原則として国の直轄管理道路は国（中国地方整備局の所管事務所）が、県管理道路は県が中心となって沿線の市町村と協力して対応することとし、市町村管理道路については当該市町村が中心となって対応することとする。

また、自動車専用道路については、当該道路管理者以外の者が容易に進入できない実情を踏まえ、道路管理者からの支援要請があった場合に対応を調整する。

なお、いずれの場合も、国、県、市町村が必要に応じて相互に協力・連携しながら実施するものとする。

(2) 救助の内容

立ち往生車両への救助の内容は、概ね次のとおりとする。立ち往生が発生している道路の道路管理者は、県、沿線市町村へ支援に必要な情報（立ち往生している車両の台数等）を詳細に提供するよう努め、市町村は、住民の協力も得ながら可能な限り立ち往生車両の搭乗者の支援を行う。

また、県は、道路管理者からの情報を基に、時機を失しない人的支援（救援物資の配布や、避難所への誘導に要する要員等）や、立ち往生車両への物資（食料、飲料水、毛布、燃料等）の提供を行う。

ア 情報の提供

第8節「住民等への広報」2(2)による。なお、必要に応じてガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の店舗や、消防団、地域住民等に協力を求め、支援が必要な車両に対する情報提供を依頼する。

イ 物資の提供（食料、飲料水、毛布など）

立ち往生車両に対して物資（備蓄物資又は応急調達した物資）を配布する。又は、避難所等で物資を提供する。

ウ 自動車の燃料の確保及び提供

県（危機管理局）は、携行缶による燃料の提供を行うほか、鳥取県石油商業組合や近傍のガソリンスタンドへの協力を求め、店舗の営業時間の延長や、燃料の配達を依頼する。

エ 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 市町村は、必要に応じて公設避難所を開設し、立ち往生車両の搭乗者を一時受け入れる。道路の沿線に多数の施設が必要となることが想定されるため、必要に応じて指定避難所以外の公的施設等も活用する。

(イ) 市町村は、必要に応じ、防災行政無線での呼びかけや区長等への連絡を通じ、地域住民へトイレの貸し出し等の協力を依頼する。

(ウ) 市町村は、住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）が設置されたことを覚知したときは、当該施設が円滑に運用されるよう、必要に応じて物資や情報の提供など必要な支援を行うよう努める。

オ 急病人等の救急搬送の手配

市町村は、急病人や透析患者、乳幼児など、早急に移動することが必要な者の把握に努め、必要に応じて道路管理者、警察、消防機関と連携し、救急搬送や医療機関等への受入を手配する。

カ 現場情報の地域住民、市町村への提供

立ち往生現場で除雪等を行っている者など、雪害現場で活動している者は、立ち往生の大規模化・長期化が切迫しているなど雪害に関する情報を道路管理者に連絡するだけではなく当該地域の住民や店舗、市町村に對しその状況を伝達することも考慮する。

2 公共交通の立ち往生発生時の対応

公共交通事業者（空路の場合は空港管理者を含む）は、営業運行中に立ち往生車両等の発生や、運行停止による乗客の駅・空港への滞留が発生した場合、各々が定める計画等に基づき、乗客への食料・飲料水・毛布等の提供を行うよう努める。また、乗客に体調不良が発生した場合等は、速やかに救急搬送を行うよう119番通報を行うとともに、その車両等の周辺の積雪の状況などの関連情報について把握している範囲で伝達するなど、必要な措置を迅速に講じるものとする。

3 孤立発生時の救援

第12節「孤立予想集落への対策」による。

4 要支援世帯への支援

第13節「要支援世帯等への支援」による。

5 雪崩等による被災者への支援

災害応急対策編（共通）第5部「避難対策計画」、第6部「医療救助計画」、第7部「交通・輸送計画」、第8部「食糧・物資調達供給計画」、第9部「保健衛生対策計画」の各章による。

<主な記載内容>

第5部「避難対策計画」

- ・避難情報の伝達や避難誘導、避難所の設置、孤立集落が発生した場合の対策などについて記載

第6部「医療救助計画」

- ・医療や助産の体制確保、傷病者や急病人の搬送、行方不明者の捜索などについて記載

第7部「交通・輸送計画」

- ・緊急輸送（人・物）の実施、障害物（積雪、土砂等）の除去や交通規制の実施、ヘリコプターの活用などについて記載

第8部「食糧・物資調達供給計画」

- ・食料、飲料水、生活関連物資（毛布、暖房機等）の確保や調達、供与などについて記載

第9部「保健衛生対策計画」

- ・トイレの確保や入浴の支援、障害物（雪や土砂等）の撤去、感染症対策などについて記載

第11節 医療及び福祉サービスの確保

1 豪雪や寒波に係る注意喚起

県（福祉保健部、子育て・人財局）は、豪雪や寒波のおそれがある場合には、必要に応じ、福祉施設や医療機関等に対し、最新の気象情報に留意するとともに、大雪や寒波に対する警戒を行い、以下に例示する必要な対策を講じるよう注意喚起を行う。

ア 水道管等の凍結防止

イ 断水・停電時のライフライン事業者等への連絡体制の確認

ウ 豪雪等の場合の組織内及び、関係機関との連絡体制の再確認

エ 職員体制、物資（食料、飲料水、医薬品等）の確保

オ 施設周辺の除雪

2 医療体制の確保

（1）透析患者等への対応

ア 透析患者への医療の確保

県（福祉保健部）は、豪雪が予想される際には、あらかじめ医療機関に対し、患者の状況確認を行った上で、治療の前倒しや翌日への延期、通院可能な範囲への宿泊等の対応を患者と相談しておくよう依頼する。

また、必要に応じ、災害医療コーディネーターに協力を要請する。

イ 透析患者、人工呼吸器等の使用者の安否確認

県（福祉保健部）及び市町村、医療機関等は、相互に協力し、必要に応じて透析患者や人工呼吸器使用者等の安否の確認を行う。

ウ 移動困難時の対応

県（福祉保健部）及び市町村は、豪雪により医療機関への移動が困難な場合には、医療機関、消防機関、道路管理者等と調整・協力し、県内外の医療機関への救急搬送や、通行道路の除雪などにより治療が受けられるよう対応する。

（2）救急搬送

消防機関、医療機関は、要請基準に照らし、必要に応じてドクターヘリ等の空路搬送を要請する。また、県（福祉保健部）又は市町村は、必要に応じて消防局に救急車による陸路搬送又はドクターヘリ等の空路搬送を要請するものとし、その際の地上支援（除雪等）に協力するものとする。

（3）その他一般事項

災害応急対策編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護の実施」及び第2章「搬送の実施」による。

<主な記載内容>

- ・県、市町村、医療機関等の医療救護の体制、医療救護班等の派遣、医薬品の確保や調達の体制 など

- ・傷病者等の広域搬送も含めた医療機関への搬送の実施 など

3 福祉サービス等の確保

県（福祉保健部、子育て・人財局）及び市町村は、豪雪時に社会福祉施設等の入所者について救急搬送等を要する事態が生じた場合に備え、消防局や社会福祉施設、道路管理者等との調整を密にし、必要に応じて周辺道路の除雪や救急搬送の調整・要請を行う。

第12節 孤立予想集落への対策

1 孤立状況の把握

災害応急対策編（共通）第5部第3章「孤立発生時の応急対策」第2節「孤立状況の把握」による。

＜主な記載内容＞

- ・県や市町村は、孤立原因、通信状況、ライフラインの途絶の有無、孤立集落内の傷病者や通院者の有無等の状況把握を行い、関係機関との情報共有に努める。

2 孤立原因の解消（道路啓開）

- (1) 孤立原因の解消は最優先事項であるため、道路管理者をはじめ、県、市町村、ライフライン事業者機関その他関係機関は現地での打合せ等を通じて、早い段階で現地での連絡体制の構築や対応方針のすり合わせ、関係者間の情報共有に努め、対応に当たるものとする。なお、県、市町村は、除雪や倒木除去等に当たっては、必要に応じて、あらかじめ締結した応援協定等を活用した応援要請についても検討するものとする。
- (2) 道路管理者は、孤立の原因となっている又は原因のおそれとなる障害物（雪や倒竹木、土砂など）がある場合には、早急に除雪や撤去を行うよう手配する。また、現地の作業員の安全確保に十分留意するとともに、感電のおそれがある切断電線などがある場合は、ライフライン事業者機関との連携を密にし、迅速な対応を図る。
- (3) 市町村は、緊急性が高い場合で、かつ、除雪能力の不足等により他に代わる手段が確保できない場合には、自衛隊の派遣要請も検討し、必要に応じて県へ要請を行う。

3 物資の提供

- (1) 市町村は、ライフライン障害の発生時等、必要に応じ、食料や飲料水、通信機、発電機、ストーブ、暖房用燃料などの提供を行う。また、必要に応じて県（危機管理局）へ応援を要請し、要請を受けた県は、備蓄物資（県と市町村との連携備蓄を含む）や協定に基づく応急調達等により対応する。
- (2) 物理的な孤立に加えて情報面の孤立が発生しないよう、固定電話、携帯電話、防災行政無線等の電源確保のための対策にも配慮する。
- (3) なお、物資の提供については、調達に時間を要することがあるため、空振りとなる可能性を厭うことなく、早期に手配を開始するよう努める。

4 避難所の開設

- (1) 市町村は、孤立が発生するおそれがある場合等には、必要に応じて集落外に避難所を開設して住民に事前の避難を促す。
- (2) 孤立した場合で、ライフラインの途絶等により居宅に留まることが適当でない場合等の避難所は、集落内に適当な施設がある場合には、集落内の住民にも運営協力を求めて当該施設を活用する。適当な施設がない場合や、孤立集落内に滞在させることが適当ではない場合には、集落外に避難所を開設して避難するよう促す。

5 急病人等の緊急搬送

孤立時に急病人が発生し、緊急の輸送が必要な場合は、市町村、消防局及び県（危機管理局）は、ヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び輸送を行う。市町村は、必要に応じ地域住民の協力を得て、ヘリポートの除雪を行う等、緊急搬送が円滑に行われるよう努める。

6 ライフライン事業者機関との連携

県、市町村は、ライフライン事業者機関と連携・協力し、次に例示する対策の実施に努める。（第15節「ライフライン確保対策」参照）

- ア 孤立集落の発生状況、ライフラインの状況に係る情報共有
- イ 孤立集落のライフラインの復旧
- ウ ライフライン復旧に必要な除雪等の支援
- エ その他孤立集落の解消に必要な事項の支援

第13節 要支援世帯等への支援

1 安否の確認

ライフラインの途絶や屋根の積雪などが発生した場合、高齢者世帯等の要支援世帯では自助による改善が極めて困難であることが予想されるとともに、速やかに改善を図らなければ生命に危険が及ぶおそれが生じる場合がある。このため、市町村は、自治会などの協力を得て、速やかに対象世帯の安否確認を行う。

安否確認の方法は、市町村が各世帯に電話等により直接確認を行うほか、消防団、自主防災組織、市町村社会福祉協議会、町内会長や民生委員、中山間集落見守り活動協定を締結した企業等と連携して行う等、地域の実情に応じたものとし、必要に応じて警察本部とも連携して行う。

なお、市町村は、安否確認を目的として、避難行動要支援者名簿等を内部利用することができる。

2 除雪の支援

市町村は、積雪により家屋の倒壊や、外部との途絶が危惧される要支援世帯等（大雪により、自力での除雪が困難であり安全上急を要すると市町村が判断する地区を含む。）に対し、除雪の支援を行う。実施に当たっては、必要に応じて県や関係団体と連携し、市町村や市町村社会福祉協議会による除雪ボランティア活動や、地域住民による災害時支え愛活動、建設業者のあっせん等、地域の実情に応じた体制により行う。

3 買物支援

市町村は、積雪により外出が困難となった要支援世帯に対し、市町村社会福祉協議会等の福祉関係機関、地域住民による災害時支え愛活動等と連携し、買物の支援に努める。

4 ライフライン途絶への対応

市町村は、ライフラインが途絶している場合等には、必要に応じて避難所を開設して避難を促す。避難の実施に当たっては、必要に応じて避難行動の支援を行う。

5 応援の要請

市町村は、必要に応じて、県（危機管理局）へ応援を要請する。

第14節 帰宅困難者への支援

災害応急対策編（共通）第5部第3章「孤立発生時の応急対策」第3節4「帰宅困難者の支援」による。

＜主な記載内容＞

- ・県、市町村は、帰宅困難者に対し情報の提供、避難所の開設等の支援に努める。

第15節 ライフライン確保対策

1 豪雪・寒波が予想される場合

(1) 除雪等の実施

各ライフライン事業者は、設備の破損や機能障害などの被害防止のため、施設や設備周辺の除雪、着雪の排除、凍結の防止等の対策の実施に努める。

(2) 水道管凍結への備え

県（危機管理局、生活環境部）、市町村、水道事業者は、寒波が予想される場合には、水道管凍結防止に関する広報を行うよう努める。（第8節「住民等への広報」1「豪雪のおそれがある場合の広報」参照。）

2 被害が発生した場合の対策

(1) 早期の復旧

各ライフライン事業者は、管理施設に支障が生じた場合、次の対策の実施に努める。

ア 被害状況の把握

イ 県に情報提供するとともに、住民への周知（可能な限り復旧見込みを明らかにする）

※特に100戸以上に影響が生じるような場合（1時間以内に復旧する場合を除く）は、県民生活への影響が大きいと考えられるため、覚知後直ちに報告。

ウ 早期の復旧

エ 資機材や要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社等に支援を要請

オ その他、災害応急対策編（共通）第15部「ライフライン対策計画」各章による。

＜主な記載内容＞

- ・各ライフライン事業者機関（電気、ガス、水道、下水道、固定電話、携帯電話）による応急的な対応策、広報、早期復旧、県などの関係機関との連携などについて記載

(2) 県による状況の把握

県（危機管理局ほか関係部局）は、県内のライフラインの状況について把握する。

また、孤立集落の発生を覚知した場合には、県（危機管理局）とライフライン事業者とは、相互に情報提供を行うよう努める。

(3) 復旧作業への配慮

道路管理者は、ライフライン事業者と連携し、必要に応じて復旧作業箇所への経路の優先除雪を行う等の協力に努める。

(4) 孤立集落及び医療機関への対応

孤立集落や医療機関についてはライフラインの途絶による影響が特に大きいことが想定されるため、県（各関係部局）は、必要に応じてライフライン事業者機関に対して早期の復旧又は仮復旧を依頼する。ライフライン事業者は、可能な限り迅速に対応するよう努める。

第16節 農林水産業被害対策

1 豪雪が予想される場合の事前対策

県（農林水産部）は、市町村や業種団体等と連携し、生産者、農業用用排水路管理者等に対して緊急に果樹、設備・施設等の点検や補強、保温対策、落雪・倒木等による水路の閉塞防止対策等を行うよう注意喚起を行う。（農産、林産、水産、畜産共通）

また、水産業については、船舶の沈没や破損防止のため、船舶の陸揚げ等を行うよう指導する。

なお、危険性が高く事故発生のおそれがある場合には、無理な収穫等の作業等を行わないように指導する。

2 豪雪被害が生じた場合の対策

県（農林水産部）は、豪雪が発生した場合には、関係団体、関係機関と連携し、できる限り速やかに被害状況を把握するよう努める。被害が発生した場合には、その規模や必要性に応じて、次のような復旧支援策等を講じるものとする。

(1) 農林水産関連施設の倒壊、破損、漁船の沈没等に対する支援

(2) 援農隊の派遣

- (3) 雪害生産物等の販売支援
- (4) 経営の立て直しが必要な生産者等に対する融資等の経営支援
- (5) 漁船等が沈没した場合には、その状況に応じ、関係機関と連携して排出油への対応

第17節 学校の安全対策

1 学校の休校等

学校長は、気象状況や道路の除雪状況、交通機関の運行状況などを勘案し、必要に応じて臨時休校等の措置を講じる。

2 県による注意喚起

県（教育委員会、子育て・人財局）は、豪雪のおそれがある場合、学校・教育機関（公立・私立のいずれも）に対し、気象情報等を提供するとともに、児童生徒等の安全確保、施設整備の被害防止等について注意喚起を行う。

第18節 観光対策

1 県による注意喚起

県（交流人口拡大本部）は、豪雪のおそれがある場合、必要に応じて気象・交通情報・道路の積雪状況等を県内外に発信するよう努める。

2 雪害による影響等の把握

- (1) 県（交流人口拡大本部）は、豪雪による被害が発生したときは、以下の項目について情報を収集し、必要に応じて県ホームページ等で周知を図る。

ア 観光施設等のイベントの中止や営業・臨時休業等の状況

イ 県内発着の国際航空便、D B S クルーズの運行状況

- (2) 県（交流人口拡大本部）は、旅館組合等を通じてホテル等のキャンセルの発生状況を確認し、必要に応じて応急的な対策を実施、事後の支援策等について検討を行う。

3 風評被害等の防止

県（交流人口拡大本部）は、観光施設等について正しい情報を発信するため、必要に応じて観光施設が通常営業していることや、道路の復旧状況等についてインターネット、マスメディア、キャラバン活動等を通じて次のようなP Rを行なう。

ア 施設や周辺道路等に被害が発生して休業等した場合は、営業再開後に再開した旨の情報発信

イ 被害や影響がない場合には、通常営業している旨の情報発信

第19節 企業経営支援対策

1 県による注意喚起等

県（商工労働部）は、豪雪のおそれがある場合、市町村や商工団体を通じ、県内企業に雪害への備えを取るよう注意喚起を行うとともに、道路情報の入手方法等の周知に努める。

2 雪害による影響等の把握

- (1) 県（商工労働部）は、豪雪による被害が発生したときは、以下に例示する県内の商工業に与えた影響等を調査し、必要に応じて支援策等について検討を行う。

ア 物流事業者への影響（集荷・集配の遅延等）

イ 卸・小売り等のサービス業への影響（施設被害、従業員の出勤・帰宅、仕入れの遅れ、商品廃棄等による被害、機会損失等）

ウ 製造業等への影響（施設被害、従業員の出勤・帰宅、資材・製品の入出荷等）

エ 商工団体・金融機関等への資金繰り等の相談状況

3 復旧・資金繰りの支援

県（商工労働部）は、必要に応じて速やかに災害等緊急対策資金等により豪雪に伴う対応ができるよう措置し、企業の経営安定化を支援する。また、必要に応じてその他の支援措置について検討を行う。

第20節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法適用の早期判断

雪害の場合でも、住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがある場合には、必要に応じて知事の判断により災害救助法を適用することが可能であるので、県は、市町村の意見を聴きながら、早期に適用の判断を行うよう努める。

なお、災害救助法を適用した場合、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得るので留意するものとする。

- (2) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害応急対策編（共通）第1部第2章「災害救助法の適用」による。なお、適用基準は住家の滅失数のほか、雪害に関連するものとしては次の基準が設けられている。

【災害救助法施行令第1条第1項第4号関係】

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で次の基準に該当するもの。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（具体例として、豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生））

